

第4次
船橋市男女共同参画計画

えふ
ふらん

令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)



船 橋 市

男女共同参画社会とは

男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画社会が実現すると

- 家事・子育て・介護など家族で協力
- 男性の家庭への参画が進むことで、男女がともに子育てや育児に参加

↓
家庭生活の充実

- 男性も女性も、均等な機会と待遇が確保され、個性や能力を十分に発揮
- 男性も女性も、家庭・地域生活との両立ができ、いきいきと働けます

↓
職場に活気

- 男性も女性も、ボランティア活動などに関わり、活力ある地域コミュニティが形成
- 子育て・介護を地域で支えて、孤立感や不安感が解消され安心な地域に

↓
地域力の向上

計画の概要

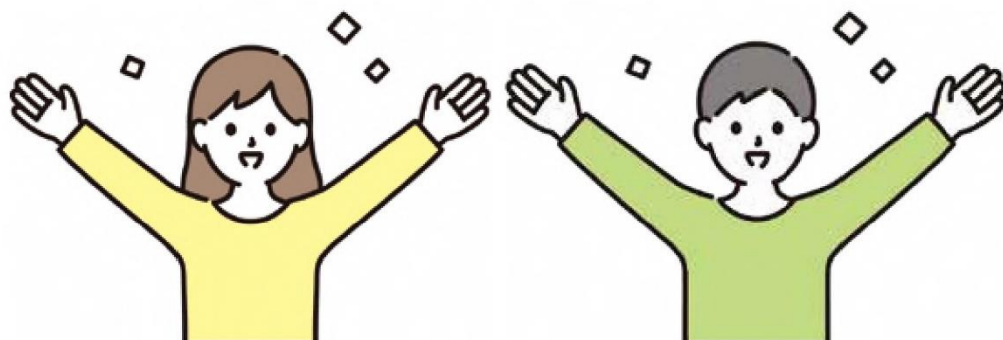
計画策定の趣旨

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成13年（2001年）から「船橋市男女共同参画計画（fプラン^{※1}）」を策定し、さまざまな施策を実施してまいりました。

しかしながら男女共同参画社会の実現には、依然として残る固定的性別役割分担意識^{※2}の解消や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{※3}の推進、配偶者等からの暴力の防止等に継続して取り組を進めていく必要があります。

第3次船橋市男女共同参画計画の計画期間が令和4年（2022年）3月で終了することから、基本的には第3次計画を踏襲しつつ、目標を「人権が尊重され、男女が平等である社会」と定め、国、県の計画を参考に、「第4次船橋市男女共同参画計画（fプラン）」を策定しました。

目標 人権が尊重され、男女が平等である社会



※1. 「船橋（Funabashi）」に住む女性と男性が、ともに未来（future）に向かって、“～らしさ”にしばられない自由な（free）発想で、新境地（frontier）を切り開いてゆく」という意味を込めて名づけました。

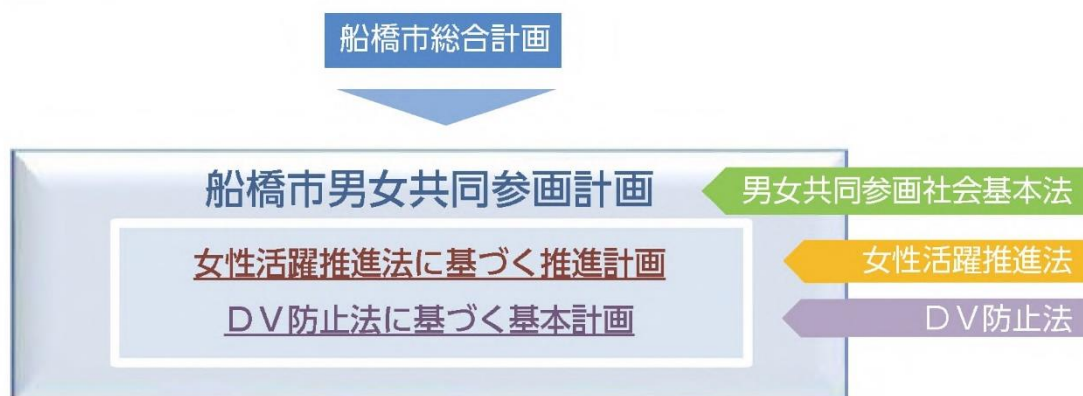
※2. 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

計画の性格

「男女共同参画社会基本法」に基づく本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画として位置づけます。



計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間です。

計画の基本理念

本市では、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調



SDGs（持続可能な開発目標）17のゴールは、令和12年（2030年）までの国際目標です。
ゴール5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことを掲げています。

施策の体系

